

議案第33号	三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	「乳幼児等」の定義について15歳までを一括して規定していたものを、兵庫県の子ども医療費助成制度の改正に合わせて「乳幼児等」と「子ども」に区分して定義すること等に当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【趣 旨】 兵庫県において、「子ども医療費助成制度」（平成22年4月1日施行）が、小学校4年生から中学校3年生までの入院のみを対象としていたが、昨年10月より小学校4年生から6年生の通院も対象とすることに伴い、「子ども医療費助成事業実施要綱」が改正されたので本市の子育て支援のための医療費の助成に関する条例及び同施行規則についても「乳幼児等」と「子ども」を区分するに当たり、改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】 ●用語の定義に「子ども」等を加える。（第2条から第4条まで及び第6条） 現行0歳から中学校3年生までを「乳幼児等」と定義付けしていたものを、0歳から小学校3年生までを「乳幼児等」とし、小学校4年生から中学校3年生を「子ども」と定義付けする。 なお、新たに「子ども」の定義づけを行うことにより、平成24年7月1日の医療費受給者証更新時から医療証の名称を小学校4年生から小学校6年生の対象者については、「乳幼児等医療費受給者証（法別番号81）」を「子ども医療費受給者証（法別番号48）」に変更する。</p> <p>【施行期日】 平成24年7月1日</p>	